

奈良県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

令和五年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	緒方 力	廃止年月日
施術所の名称及び所在地	緒方接骨院 生駒郡斑鳩町興留七ー一ー一 三	令和四年十二月三十一日